

## I 例 言

### (1) 組合の地区の区分

ア 地区の区分は、報告時点を基準として、農業協同組合（以下「単位農協」という。）は下記イの(a)～(d)の4区分、連合会は(a)、(b)の2区分とする。

#### イ 区 分

- (a) 府県区域・・・・・・・・都道府県の区域一円を地区とする組合
  - (b) 府県区域未満・・・・・・・・都道府県区域未満で2市町村以上にまたがる区域を地区とする組合
  - (c) 市町村区域・・・・・・・・市町村の区域一円を地区とする組合
  - (d) 市町村区域未満・・・・・・・・市町村の区域に満たない区域を地区とする組合
- なお、都における特別区は市に準じて取扱う。

### (2) 組合の業務の区分

ア 業種の区分は、当該組合の定款の規定によって区分する。

#### イ 区 分

##### (a) 単位農協

総合農協・・・・・・・・信用事業を行う組合（平成8年3月末より信用事業を行う専門農協については総合農協に含める。）

信用事業を行わない一般農協・・・・・・・・組合の行う事業が特定の農業部門を対象としておらず、また、1事業に限定されていない組合

畜産・・・・・・・・養豚、養兔、牛馬、緬羊、養蜂等の畜産に関する指導、販売、購買、加工、施設の共同利用等の事業の一部又は全部を主たる業務とする組合

酪農・・・・・・・・乳牛に関する飼育指導、原乳の集乳、処理、加工及び販売、酪農に関する購買等の事業の一部又は全部を主たる業務とする組合

養鶏・・・・・・・・鶏に関する飼育指導、鶏卵の販売、ふ卵育すう、養鶏に関する購買等の事業の一部又は全部を主たる業務とする組合

牧野管理・・・・・・・・牧野の管理を主たる事業とする組合

園芸特産・・・・・・・・野菜、果樹、花き等の園芸作物及びその種苗並びにい草、麻、茶等一般に工芸作物といわれる作物を対象とし、これに関する事業の一部又は全部を主たる業務とする組合

農村工業・・・・・・・・主として組合員の労働力を使用し、農産物若しくは農村必需物資の加工場又は農村資源を活用する工場の経営を主たる業務とする組合

農事放送・・・農事放送を主たる業務とする組合

その他・・・前記各区分に属さない組合

(b)連合会

信用・・・信用事業を行う連合会

経済・・・販売、購買事業を主たる業務とする連合会

販売・・・販売事業を主たる業務とする連合会

共済・・・共済事業を行う連合会

厚生・・・厚生事業を主たる業務とする連合会

畜産	}	単位農協の場合に準ずる。
酪農		
養鶏		
園芸特産		
農村工業		

開拓・・・開拓者のために行う指導、販売、購買、共同利用等の事業の一部又は全部を業務とする連合会

農事放送・・・単位農協の場合に準ずる。

指導・・・生産指導、教育及び生活文化等を主たる事業とする連合会

拓植・・・海外拓植に関する事業を主たる業務とする連合会

その他・・・前記各区分に該当しない連合会

(c)農事組合法人の業種区分（主要作目）

業種区分		説明		
単 一 作 目	畜 産	酪農	酪農を対象とする農事組合法人	
		肉用牛	肉用牛を対象とする農事組合法人	
		養豚	養豚を対象とする農事組合法人	
		養 鶏	採卵鶏	採卵鶏を対象とする農事組合法人
			ブロイラー	ブロイラーを対象とする農事組合法人
			その他の養鶏	その他の養鶏を対象とする農事組合法人
		その他畜産	その他の畜産を対象とする農事組合法人	
果 樹	りんご	りんごを対象とする農事組合法人		
	かんきつ	かんきつを対象とする農事組合法人		
	その他果樹	その他の果樹を対象とする農事組合法人		
野 菜	露地野菜	露地野菜を対象とする農事組合法人		
	施設野菜	施設野菜を対象とする農事組合法人		
工 芸		なたね、ごま、さとうきび、てんさい、たばこ、茶、麻、い草、ホップ等の工芸作物を対象とする農事組合法人		

単 一 作 目	普 通	稲	稲を対象とする農事組合法人
		その他普通作	その他普通作（麦類、いも類、雑穀、豆類等）を 対象とする農事組合法人
		養蚕	蚕を飼育して繭を生産する農事組合法人 （家蚕、野蚕の飼育、蚕種製造）
		その他単一作目	その他の単一作目を対象とする農事組合法人
複合作目			相互に密接の関連のない二つ以上の基幹作目を対 象として農業の経営を行っている農事組合法人

※ 農業の経営を行う農事組合法人（2号法人、1号及び2号法人をいう。）  
が、特定の一つの作目を対象として農業の経営を行う場合及び一つの作目を  
主たる対象とするが、これに関連する他の従たる作目を併せて農業の経営を  
行っている場合は「単一作目」に区分する。

(3) 組合数の増減（「法」とは農業協同組合法（昭和22年法律第132号）をいう。）

新設認可・・・合併設立又は定款変更による組合を含まない。

合併設立・・・新設合併によって設立した組合で、吸収合併により合併後存  
続する組合は含まない。

定款変更・・・組合の定款を変更して地区、業種、出資・非出資の別のいず  
れかを変更した組合。（合併に伴う定款変更は含まない。）

行政区域の変更・・・市町村合併により組合の地区が市町村未満となった場合等  
いまだ定款変更をしていない組合（定款変更をした場合には  
「定款変更」とする。）

普通解散・・・総会の議決（法64①Ⅰ）、組合の破産（法64①Ⅲ）、存立時期  
の満了（法64①Ⅳ）又は組合員若しくは会員の減少（法64  
④）によって解散した組合

吸収合併解散・・・吸収合併によって解散した組合（法64①Ⅱ）

設立合併解散・・・新設合併によって解散した組合（法64①Ⅱ）

包括承継による消滅・・・会員組合による権利義務の包括承継によって消滅し  
た連合会（法70）

認可後登記前認可取消・・・行政庁が認可をした日から90日を経過しても、組合  
による解散  
が設立の登記をしないため、行政庁が当該認可を取り  
消した組合（法63②）

承認取消解散・・・行政庁の承認が必要な各種規程の承認取消によって  
解散した組合（法64⑤及び法95③）

解散命令による解散・・・行政庁の解散命令によって解散した組合（法64①Ⅴ  
及び法95の2）

行政庁の解散命令に不服なため、行政事件訴訟法

(昭和37年法律第139号)の規定によって裁判所に行政訴訟を提起し、訴訟継続中のものも解散命令による解散とする。

- (4) 合併状況は、平成22年4月1日～平成23年3月31日までの間に合併登記を完了したものである。
- (5) 農事組合法人現在数は、平成23年3月31日までに行政庁に届け出たものである。
- (6) (4)及び(5)以外は、行政庁の認可を受けたものである。
- (7) 単位農協及び連合会の今年度中の増減差引数が前年度現在数と今年度現在数との差と一致しないのは、今回の報告に際して前期末現在数を修正したためである。
- (8) 「総合農協」の範疇については、平成7年度末現在より「組合の行う事業が、特定の農業部門を対象としておらず、かつ、信用事業と信用事業以外の事業を併せ行う組合」から「信用事業を行う組合」に変更され、従来「信用事業を行う専門農協」とされたものが総合農協に含まれることとなった。また、開拓行政の廃止から久しいため、「開拓農協」の分類を廃止し、一般農協（信用事業を行うものは「総合農協」、行わないものは「信用事業を行わない一般農協」）に含めることとした。